

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

平成29年3月

置戸町

# 目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1.	置戸町農業の概況	1
2.	置戸町農業の現状と課題	1
3.	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事 の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な 農業経営の指標	7
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事 の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営 もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	2 4
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の 利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係改善に 関する事項	2 7
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	2 8
1.	利用権設定等促進事業に関する事項	2 8
2.	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	3 6
3.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域 の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	3 7
4.	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受	

けて行う農作業の実施の促進に関する事項	4 1
5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	4 2
6. 新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	4 3
7. 農地の地力の維持培養及び堆きゅう肥・副産物の有効活用を促進する事項	4 4
8. 農畜産物の流通の改善を促進する事項	4 4
9. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	4 4
<b>第6 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項</b>	<b>4 5</b>
1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	4 5
2. 農地利用集積円滑化事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準	4 6
3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	4 6
<b>第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項</b>	<b>5 2</b>
<b>第8 その他</b>	<b>5 2</b>



# 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

## 1. 置戸町農業の概況

本町は、北海道の東北部、オホーツク管内の南西内陸部に位置し、東西 40.3km、南北 29.6km、総面積 527.27 km<sup>2</sup>を有し、年平均気温も 5℃前後と低く夏冬及び昼夜の寒暖の差が極めて大きい北海道内陸型気候である。年間降水量も 700 mm前後と少なく、初霜は9月下旬、晩霜は6月上旬であり、無霜期間が極めて短い積雪寒冷地帯である。

こうした厳しい自然環境の中にあって、適地適作を基本に畑作では甜菜、小麦、馬鈴しょ、豆類、一部地域においては玉ねぎを基幹作目として合理的な輪作体系を組み入れ、さらに、高収益化や新規作物の開発研究にも取り組んでおり、野菜等の産地化に向け、集出荷施設、貯蔵施設等の拡充に力を入れている。畜産にあっては、生乳の安定生産を基本に受給調整機能を強め、また、優良資質牛を増やすことで品質の高い生乳生産に努めるとともに、甜菜、小麦を取り入れた複合経営と計画生産、大型化によるコストの低減等により一層の体質強化を進めることで酪農の促進を図っている。

## 2. 置戸町農業の現状と課題

本町の農業は、寒冷地という厳しい自然条件の中にあって、経営の安定拡大を目指し生産基盤の整備、施設の近代化など各種の農業施策を積極的に推進してきたことにより農業生産は逐年増大し、今日に至っている。

平成23年には経営耕地面積4,830ha、農家戸数1,211戸で1戸平均規模39.92haと昭和40年（経営耕地面積3,782ha、農家戸数6,611戸、1戸平均規模5.7ha）に比して、農業の専門化、大型機械の導入、兼業農家や後継者不在の高齢農家等の離農が進み、中・大規模農業への転換が図られた。

その後も社会経済情勢や地域農業構造の変化から平成28年には農家戸数が98戸と減少したものの経営耕地面積4,820ha、1戸平均規模44.45ha（大型協業法人除く）と直近5年間においても経営規模の拡大がさらに進行している。

また、国際化の進展、農畜産物の輸入自由化、需要動向による計画生産及び多国間貿易に関する国際的な動向等農業を取り巻く環境は流動的な状況にあり、さらに、

農業後継者や担い手不足、高齢化等から離農による遊休農地発生が懸念されている。

このような状況にあって、本町農業が国際化や消費者ニーズに対応し食料自給率の向上につながる安定的な農業経営に発展させるためには、担い手の育成確保・新規就農の促進はもとより、地力の向上を図り優良農地を確保する必要がある。さらに、生産者の創意と努力を基本に地域の特性を生かした農業生産の推進、先端技術の導入などによる経営分析や品質向上と生産コストの低減、土地条件を生かした農業の確立に向けて新規作目の振興、営農集団等生産組織の活動強化、生活環境の整備及び自然環境と調和した中で今後の農業経営を確立することが必要であり求められている。

### ◎施策の体系

#### (1) 農業生産基盤の整備

- ① 土地基盤整備の促進
- ② 農地の保全・地力向上の推進
- ③ 農道、施設、高性能機械の整備促進

#### (2) 農村環境の整備

- ① 農家環境の整備促進

#### (3) 農業経営の確立

- ① 農業経営の体質強化と対策の推進
- ② 意欲ある担い手の育成・新規就農の促進
- ③ 生産技術の向上と支援体制の充実
- ④ 女性の能力向上と役割の明確化・高齢者の役割の明確化と福祉の向上

#### (4) 新しい農業への展開

- ① 農畜産加工の推進
- ② 都市農村交流型農業の整備

#### (5) 環境と調和した農業の実現

- ① 環境にやさしい農業の展開
- ② 農業系廃棄物の処理と再資源化

### 3. 農業経営基盤強化の促進に関する目標

#### (1) 基本的な考え方

本町は、地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。その手段として集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、将来の地域農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

#### (2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

具体的な経営の指標は、本町及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間目標農業所得（1経営体当たり概ね460万円）、年間目標労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね1,800～2,000時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

※「概ね」とは、8割である。

#### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

具体的な経営の指標は、本町及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例と均衡する年間目標労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね1,800～2,000時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間目標農業所得（（2）に示す農業経営の年間目標農業所得の8割程度の1経営体当たり概ね370万円程度）の達成を目標とする。

#### (4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

##### ア 認定農業者制度の活用

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体及び法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた新たに農業経営を営もうとする青年等（以下、「認定農業者等」という。）への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした生産基盤整備事業等実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者等にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

また、認定農業者等又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象とした経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合地区事務所単位の研修会等を農業改良普及センターの協力を受けつつ実施していく。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

##### イ 集落営農の組織化・法人化の推進と営農支援体制の整備

認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

また、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受託の推進が一体となって、



意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。さらに、集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導のもとに、品種改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を計り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした営農集団組織（集落システム）の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。具体的には、今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする国の目標や、平成37年度における農業法人数を約1.7倍の5,200経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、置戸町における平成37年度の農業法人数の目標数を個別経営体の法人化も含めて13経営体（平成28年1月現在：8経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

#### ウ 農用地の利用集積と集約化

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、人・農地プランの作成と定期的な見直しを推進し、農用地の集積・集約化に向けた合意形成を図る。その上で、農業委員会、農地中間管理機構、農用地利用集積円滑化団体等の土地利用調整活動を範としつつ、集団化・連坦化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、遊休農地については、遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び

解消に努める。

## エ 新規就農者の育成・確保

置戸町における農家後継を含む新規就農者は、近年年間2名程度で推移している。新たに農業経営を営もうとする青年等の育成、確保については、地域農業を維持していく上からも将来にわたる担い手を確保する必要があり、そのためには就農相談から経営定着までの支援が必要である。就農準備段階の就農希望者に対し、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、経営や技術面については農業改良普及センターや農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の中心となる経営体へと育成し、将来的には認定農業者等へと誘導していく。就農後においても関係機関連携の上、継続的な技術・経営指導等のフォローアップを行うことにより、新規就農者の定着に努める。また、経営継承等により新たに農業経営者となる者への支援についても同様に進めていく。

確保・育成すべき人数の目標としては、国が掲げる新規就農し、定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の育成・確保目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間770人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、置戸町においては年間4名の当該青年等の確保を目標とする。また、雇用就農の受皿となる法人の新規設立を目標とする。

## オ 女性農業者が活躍できる環境づくり

町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促すとともに地域活動へ参画しやすい環境づくりを推進する。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として現に本町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(個別経営体)

区分	営農類型	経営規模及び内容
1	玉ねぎ専業	玉ねぎ 10.0ha 耕地面積 10.0ha
2	畑作・野菜複合	玉ねぎ 7.0ha 小麦 4.0ha てん菜 5.0ha 馬鈴しょ 4.0ha 耕地面積 20.0ha
3	畑作・野菜複合2 (玉ねぎ主体)	玉ねぎ 11.0ha 小麦 4.0ha てん菜 5.0ha 耕地面積 20.0ha
4	畑作専業1 (小規模畑作)	小麦 5.0ha てん菜 5.0ha 馬鈴しょ 5.0ha 耕地面積 15.0ha
5	畑作専業2 (中規模畑作)	小麦 7.5ha てん菜 7.5ha 馬鈴しょ 7.5ha スイートコーン 4.5ha 高級菜豆 3.0ha 耕地面積 30.0ha
6	畑作専業3 (大規模畑作)	小麦 12.0ha てん菜 12.0ha 馬鈴しょ 12.0ha スイートコーン 4.0ha 耕地面積 40.0ha
7	酪農・畑作複合	経産牛 40頭 牧草 21.0ha デントコーン 6.0ha 小麦 6.0ha てん菜 6.0ha 耕地面積 39.0ha
8	酪農専業1 (小規模酪農)	経産牛 30頭 牧草 32.0ha 耕地面積 32.0ha
9	酪農専業2 (中規模酪農)	経産牛 60頭 牧草 32.0ha デントコーン 9.0ha 耕地面積 41.0ha
10	酪農専業3 (大規模酪農)	経産牛 90頭 牧草 45.0ha デントコーン 17.0ha 耕地面積 62.0ha
11	肉牛・畑作複合	肥育牛 520頭 牧草 10.0ha 小麦 7.0ha てん菜 4.0ha 耕地面積 21.0ha
12	酪農育成	育成牛 60頭 牧草 22.0ha 耕地面積 22.0ha
13	肉牛育成	育成牛(交雑種) 200頭

(組織経営体)

区分	営農類型	経営規模及び内容
1	畑作専業	耕地面積 100.0ha 小麦 25.0ha てん菜 25.0ha 馬鈴しょ 25.0ha スイートコーン 15.0ha 休閒緑肥 10.0ha
2	酪農専業	耕地面積 183.0ha 経産牛300頭 牧草 141.0ha デントコーン 42.0ha

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、合同会社の他産業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。
- 3 年間農業所得の算定においては、専従者給与、青色申告特別控除や純損失の繰越控除を農業所得に含む。

〔個別経営体〕

区分	1	営農類型	玉ねぎ専業	経営規模	10.00ha
----	---	------	-------	------	---------

☆ 農業機械の共同利用による効率的な玉ねぎ専業経営

経営概要	<p>1. 玉ねぎ主体の営農展開し、高い生産性を実現。</p> <p>2. 農業機械の共同利用により、効率的に作業体系を実現し、低コスト生産を図る。</p>
------	--

経営管理の方法

<p>①複式簿記の記帳</p> <p>②青色申告の実施</p> <p>③パソコンによる経営・作業・財務・労務・圃場の管理</p> <p>④市場動向に的確に対応した計画的生産、販売</p>
---

総括表

経営規模の指標				
経営規模		労働力		摘要
(作付面積)	10.00ha	主たる従事者	1人	
玉ねぎ	10.00ha	補助従事者	0.8人	

生産方式 (資本装備)	
トラクター (13ps)	ホイールローダ (88ps)
トラクター (55ps)	中型マニユアスプレッダ (2t)
トラクター (88ps)	油圧バケット
トラック (4t)	除雪機
フォークリフト	深耕ロータリー
水平ブームスプレーヤ (1,300L)	玉ねぎ移植機
溶接機	播種機
洗車機	箱並機
ハイパーローター	運搬コンテナ
アップカットローター	自動灌水機×2台
スタブルカルチ (9本爪)	パイプハウス×9棟
ブロードキャスタ (最大1,600L)	
玉ねぎ根切り機	
玉ねぎ堀取機	
牽引式オニオンピッカー	
自走式オニオンピッカー	
サブソイラ (2本爪)	

〔個別経営体〕

区分	2	営農類型	畑作・野菜複合	経営規模	20.00ha
----	---	------	---------	------	---------

☆ 玉ねぎ栽培を中心とした、輪作体系の中での複合経営により所得確保を目指す

経営概要	1. 集約的野菜（玉ねぎ）を導入し、高い生産性を図る。 2. 農業機械の共同化、生産体制システムを活用し、機械・労働力の効率化により所得を確保する。 3. 地力の維持推進
------	---

経営管理の方法

①複式簿記の記帳 ②青色申告の実施 ③パソコンによる経営・作業・財務・労務・圃場の管理 ④市場動向に的確に対応した計画的生産、販売
--

総括表

経営規模		経営規模の指標	
経営規模		労働力	
		摘 要	
(作付面積)	20.00ha	主たる従事者	1人
玉ねぎ	7.00ha	補助従事者	0.8人
てん菜	5.00ha		
馬鈴しよ	4.00ha		
秋まき小麦	4.00ha		

生産方式 (資本装備)	
トラクター (55ps)	中耕ローター (5連)
フォークリフト	サブソイラ (2本爪)
ビート移植機 (4畦高平無)	リバーシブルCタイプ
ビートハーベスター (1畦)	ホイールローダ (88ps)
水平ブームスプレーヤ (1,300L)	中型マニユアスプレッダ (2t)
溶接機	ポテトハーベスター
洗車機	ビートタッパー
DCコンベア	ビートハーベスター
ディストロビュータ	玉ねぎ根切り機
フレコンライムソワー	玉ねぎ堀取機
ブロードキャスタ (最大1,600L)	牽引式オニオンピッカー
ハイパーローター	自走式オニオンピッカー
アップカットローター	播種機
グレンドリル (10畦)	箱並機
鎮圧ローラー	運搬コンテナ
ポテトディガー (1.4m)	自動灌水機×2台
全自動ポテトプランター (4畦)	玉ねぎ移植機
スプリングハロー	パイプハウス×3棟

〔個別経営体〕

区分	3	営農類型	畑作・野菜複合2	経営規模	20.00ha
----	---	------	----------	------	---------

☆ 玉ねぎ栽培を中心とした、輪作体系の中での複合経営により所得確保を目指す

経営概要	1. 集約的野菜（玉ねぎ）を導入し、高い生産性を図る。 2. 農業機械の共同化、生産体制システムを活用し、機械・労働力の効率化により所得を確保する。 3. 地力の維持推進
------	---

経営管理の方法

①複式簿記の記帳 ②青色申告の実施 ③パソコンによる経営・作業・財務・労務・圃場の管理 ④市場動向に的確に対応した計画的生産、販売
--

総括表

経営規模の指標		
経営規模	労働力	摘要
(作付面積) 20.00ha	主たる従事者 1人	
玉ねぎ 11.00ha	補助従事者 0.8人	
てん菜 5.00ha		
秋まき小麦 4.00ha		

生産方式（資本装備）	
トラクター（55ps）	サブソイラ（2本爪）
フォークリフト	リバーシブルCタイプ
ビート移植機（4畦高平無）	ホイールローダ（88ps）
ビートハーベスター（1畦）	中型マニユアスプレッダ（2t）
水平ブームスプレーヤ（1,300L）	ビートタッパー
溶接機	ビートハーベスター
洗車機	玉ねぎ根切り機
DCコンベア	玉ねぎ堀取機
ディストロビュータ	牽引式オニオンピッカー
フレコンライムソー	自走式オニオンピッカー
ブロードキャスタ（最大1,600L）	播種機
ハイパーローター	箱並機
アップカットローター	運搬コンテナ
グレンドリル（10畦）	自動灌水機×2台
鎮圧ローラー	玉ねぎ移植機
スプリングハロー	パイプハウス×6棟
中耕ローター（5連）	

〔個別経営体〕

区分	4
----	---

営農類型	畑作専業1
------	-------

経営規模	15.00ha
------	---------

☆ 農業機械の共同利用による効率的な畑作専業経営

経営概要	1. 畑作主要3品に、地力培養を図り、高い生産性を実現。 2. 農業機械の共同利用により、効率的に作業体系を実現し、低コスト生産を図る。 3. 合理的な輪作体系の確立
------	---

経営管理の方法

①複式簿記の記帳 ②青色申告の実施 ③パソコンによる経営・作業・財務・労務・圃場の管理 ④市場動向に的確に対応した計画的生産、販売
--

総括表

経営規模の指標要		
経営規模	労働力	摘 要
(作付面積) 15.00ha	主たる従事者 1人	
秋まき小麦 5.00ha	補助従事者 0.8人	
てん菜 5.00ha		
馬鈴しょ 5.00ha		

生産法式(資本装備)	
トラクター (55ps)	中耕ローター (5連)
フォークリフト	サブソイラ (2本爪)
ビート移植機 (4畦高平無)	リバーシブルCタイプ
ビートハーベスター (1畦)	ホイールローダ (88ps)
水平ブームスプレーヤ (1,300L)	中型マニユアスプレッダ (2t)
溶接機	ポテトハーベスター
洗車機	ビートタッパー
DCコンベア	ビートハーベスター
ディストロビュータ	パイプハウス×3棟
フレコンライムソワー	
ブロードキャスタ (最大1,600L)	
ハイパーローター	
アップカットローター	
グレンドリル (10畦)	
鎮圧ローラー	
ポテトディガー (1.4m)	
全自動ポテトプランター (4畦)	
スプリングハロー	



〔個別経営体〕

区分	5	営農類型	畑作専業2	経営規模	30.00ha
----	---	------	-------	------	---------

☆ 農業機械の共同利用による効率的な中規模畑作専業経営

経営概要	<p>1. 畑作主要3品にスイートコーンと豆類を導入し、高い生産性を実現。</p> <p>2. 農業機械の共同利用により、効率的に作業体系を実現し、低コスト生産を図る。</p> <p>3. 合理的な輪作体系の確立</p>
------	--

経営管理の方法

<p>①複式簿記の記帳</p> <p>②青色申告の実施</p> <p>③パソコンによる経営・作業・財務・労務・圃場の管理</p> <p>④市場動向に的確に対応した計画的生産、販売</p>
---

総括表

経営規模の指標要		
経営規模	労働力	摘 要
(作付面積) 30.00ha	主たる従事者 1人	
秋まき小麦 7.50ha	補助従事者 0.8人	
てん菜 7.50ha		
馬鈴しょ 7.50ha		
スイートコーン 4.50ha		
白花豆 3.00ha		

生産法式(資本装備)	
トラクター (55ps)	スプリングハロー
トラクター (100ps)	ニチノー草刈るチ (5 畦)
フォークリフト	中耕ローター (5 連)
ビート移植機 (4 畦高平無)	サブソイラ (2 本爪)
ビートハーベスター (1 畦)	リバーシブルCタイプ
水平ブームスプレーヤ (1, 300L)	草刈るチ (5 畦)
溶接機	ホイールローダ (88ps)
洗車機	中型マニユアスプレッタ (2t)
DCコンベア	ポテトハーベスター
ディストロビュータ	ビートタッパー
フレコンライムソワー	ビートハーベスター
ブロードキャスタ (最大 1, 600L)	油圧バケット
ハイパーローター	除雪機
アップカットローター	深耕ロータリー
グレンドリル (10 畦)	パイプハウス×3棟
鎮圧ローラー	水稻育苗パイプハウス
ポテトディガー (1.4m)	
全自動ポテトプランター (4 畦)	

[個別経営体]

区分	6	営農類型	畑作専業3	経営規模	40.00ha
----	---	------	-------	------	---------

☆ 農業機械の共同利用による効率的な大規模畑作専業経営

経営概要	<p>1. 畑作主要3品にスイートコーンを導入し、高い生産性を実現。</p> <p>2. 農業機械の共同利用により、効率的に作業体系を実現し、低コスト生産を図る。</p> <p>3. 合理的な輪作体系の確立</p>
------	---

経営管理の方法

<p>①複式簿記の記帳</p> <p>②青色申告の実施</p> <p>③パソコンによる経営・作業・財務・労務・圃場の管理</p> <p>④市場動向に的確に対応した計画的生産、販売</p>
---

総括表

経営規模の指標要		
経営規模	労働力	摘 要
(作付面積) 40.00ha	主たる従事者 1人	
秋まき小麦 12.00ha	補助従事者 1.8人	
てん菜 12.00ha		
馬鈴しょ 12.00ha		
スイートコーン 4.00ha		

生産法 式 (資本装備)	
トラクター (55ps)	全自動ポテトプランター (4畦)
トラクター (88ps)	スプリングハロー
トラクター (125ps)	ニチノー草刈るチ (5畦)
フォークリフト	中耕ローター (5連)
ビート移植機 (4畦高平無)	サブソイラ (2本爪)
ビートハーベスター (1畦)	リバーシブルCタイプ
水平ブームスプレーヤ (1,300L)	草刈るチ (5畦)
溶接機	ホイールローダ (88ps)
洗車機	中型マニユアスプレッダ (2t)
DCコンベア	ポテトハーベスター
ディストロビュータ	ビートタッパー
フレコンライムソワー	ビートハーベスター
ブロードキャスタ (最大1,600L)	油圧バケット
ハイパーローター	除雪機
アップカットローター	深耕ロータリー
グレンドリル (10畦)	パイプハウス×3棟
鎮圧ローラー	水稻育苗パイプハウス
ポテトディガー (1.4m)	

[個別経営体]

区分	7
----	---

営農類型	酪農・畑作複合
------	---------

経営規模	39.00ha
------	---------

☆ 酪農と畑作の効率的な複合による集約経営

経営概要	1. 酪農と畑作の効率的な複合により、安定的な経営を目指す。 2. 酪農と畑作部門の多面的な補完により、生産性の向上とコスト低減を図る。 3. 公共牧場等地域支援システムを活用し、省力化を図る。 4. 農業機械の共同利用により、効率的な作業体系を実現し、低コスト生産を図る。 5. 堆肥の圃場還元による地力維持推進を図る。
------	---

経営管理の方法

①複式簿記の記帳 ②青色申告の実施 ③パソコンによる経営・作業・財務・労務・圃場の管理
---

総括表

経営規模の指標		
経営規模	労働力	摘要
(作付面積) 39.00ha	主たる従事者 1人	
秋まき小麦 6.00ha	補助従事者 1.8人	
てん菜 6.00ha		
デントコーン 6.00ha		
草地 21.00ha		

生産法式(資本装備)	
トラクター (55ps)	草刈るち (5 畦)
トラクター (100ps)	ホイールローダ (88ps)
フォークリフト	中型マニユアスプレッダ (2t)
ビートハーベスター (1 畦)	ビートタッパー
水平ブームスプレーヤ (1, 300L)	ビートハーベスター
溶接機	油圧バケット
洗車機	除雪機
フレコンライムソワー	深耕ロータリー
ブロードキャスタ (最大 1, 600L)	牛舎
ハイパーローター	育成舎
アップカットローター	乾草・調整庫
グレンドリル (10 畦)	バンカーサイロ (500t)
鎮圧ローラー	パドック (100 坪)
スプリングハロー	カーフハッチ
ニチノー草刈るち (5 畦)	堆肥舎
中耕ローター (5 連)	バッキ槽
サブソイラ (2 本爪)	水稻育苗パイプハウス
リバーシブルCタイプ	

〔個別経営体〕

区分	8
----	---

営農類型	酪農専業 1
------	--------

経営規模	32.00ha
------	---------

☆ 地域の酪農振興を支える専業経営

経営概要	1. 既存の施設（スタンション）を利用した生産方式により、更に充実を図る。 2. 公共牧場、ヘルパー等地域支援システムを積極的に活用し、省力化を図る。 3. 乳牛管理に全力を注ぎ、生乳生産性と繁殖成績の維持向上を図る。 4. 農業機械の共同利用により、効率的な作業体系を実現し、低コスト生産を図る。 5. 堆肥の圃場還元による地力維持推進を図る。
------	---

経営管理の方法

①複式簿記の記帳 ②青色申告の実施 ③パソコンによる経営・作業・財務・労務・圃場の管理 ④飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析
---

総括表

経営規模の指標				
経営規模		労働力		摘要
(作付面積)	32.00ha	主たる従事者	1人	
草地	32.00ha	補助従事者	1.0人	
(飼養頭数)	54頭			
経産牛	30頭			
育成牛	24頭			
成牛換算	42頭			

生産法 式（資本装備）	
トラクター（80ps）	バンカーサイロ（500t）
トラクター（110ps）	パスチャーマット
テッダーレーキ（ロー型）	ボイラー
ヘイレーキ（ロー型）	パドック（100坪）
ロールベラー（ロー型）	カーフハッチ
真空播種機（4条）	堆肥舎
マニユアスプレッター	バッキ槽
ケンブリッジローラ	換気扇×8台
尿散布機（5,000L）	
ラップマシーン	
動力噴霧機（850L）	
バルククーラー（2t）	
バークリーナー	
パイプラインミルクカー	
牛舎	
育成舎	
分娩・乾乳舎	
乾草・調整庫	

[個別経営体]

区分	9	営農類型	酪農専業2	経営規模	41.00ha
----	---	------	-------	------	---------

☆ 地域の酪農振興を支える専業経営

経営概要	1. 既存の施設（スタンション）を利用した生産方式により、更に充実を図る。 2. 公共牧場、ヘルパー等地域支援システムを積極的に活用し、省力化を図る。 3. 乳牛管理に全力を注ぎ、生乳生産性と繁殖成績の維持向上を図る。 4. 農業機械の共同利用により、効率的な作業体系を実現し、低コスト生産を図る。 5. 堆肥の圃場還元による地力維持推進を図る。
------	---

経営管理の方法

①複式簿記の記帳 ②青色申告の実施 ③パソコンによる経営・作業・財務・労務・圃場の管理 ④飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析
---

総括表

経営規模の指標		
経営規模	労働力	摘要
(作付面積) 41.00ha	主たる従事者 1人	
草地 32.00ha	補助従事者 1.0人	
デントコーン 9.0ha		
(飼養頭数) 107頭		
経産牛 60頭		
育成牛 47頭		
成牛換算 84頭		

生産法式（資本装備）	
トラクター（80ps）	バンカーサイロ（500t）
トラクター（110ps）	パスチャーマット
テッダーレーキ（ロー型）	ボイラー
ヘイレーキ（ロー型）	パドック（100坪）
ロールベラー（ロー型）	カーフハッチ
真空播種機（4条）	堆肥舎
マニユアスプレッター	バッキ槽
ケンブリッジローラ	換気扇×8台
尿散布機（5,000L）	
ラップマシーン	
動力噴霧機（850L）	
バルククーラー（3t）	
バークリーナー	
パイプラインミルクカー	
牛舎	
育成舎	
分娩・乾乳舎	
乾草・調整庫	

〔個別経営体〕

区分	10	営農類型	酪農専業3	経営規模	62.00ha
----	----	------	-------	------	---------

☆ 地域の酪農振興を支える専業経営

経営概要	1. 既存の施設（スタンション）を利用した生産方式により、更に充実を図る。 2. 公共牧場、ヘルパー等地域支援システムを積極的に活用し、省力化を図る。 3. 乳牛管理に全力を注ぎ、生乳生産性と繁殖成績の維持向上を図る。 4. 農業機械の共同利用により、効率的な作業体系を実現し、低コスト生産を図る。 5. 堆肥の圃場還元による地力維持推進を図る。
------	---

経営管理の方法

①複式簿記の記帳 ②青色申告の実施 ③パソコンによる経営・作業・財務・労務・圃場の管理 ④飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析
---

総括表

経営規模の指標		
経営規模	労働力	摘要
(作付面積) 62.00ha	主たる従事者 1人	
草地 45.00ha	補助従事者 2.0人	
デントコーン 17.00ha		
(飼養頭数) 160頭		
経産牛 90頭		
育成牛 70頭		
成牛換算 125頭		

生産法式（資本装備）	
トラクター（80ps）	バッキポンプ
トラクター（110ps）	牛舎
トラクター（130ps）	育成舎
テッダーレーキ（ロータリ型）	分娩・乾乳舎
ヘイレキ（ロータリ型）	乾草・調整庫
ロールベラー（ロータリ型）	バンカーサイロ（500t）
真空播種機（4条）	パスチャーマット
マニユアスプレッダー	ボイラー
ケンブリッジローラ	パドック（100坪）
尿散布機（5,000L）	カーフハッチ
ラップマシーン	堆肥舎
動力噴霧機（850L）	バッキ槽
バルククーラー（6t）	換気扇×8台
バークリーナー	
給餌車	
サイレージカッター	
パイプラインミルクカー	

〔個別経営体〕

区分	11	営農類型	肉牛・畑作複合	経営規模	21.00ha
----	----	------	---------	------	---------

☆ 畑作と肉用牛との効率的な複合による集約経営

経営概要	1. 肉用牛と畑作との効率的な複合経営により、安定的な経営を目指す。 2. 肉用牛飼育部門と畑作部門の多面的な補完により生産性の向上とコスト低減を図る。 3. 農業機械の共同利用により、効率的な作業体系を実現し、低コスト生産を図る。 4. 堆肥の圃場還元による地力維持推進を図る。
------	---

経営管理の方法

①複式簿記の記帳 ②青色申告の実施 ③パソコンによる経営・作業・財務・労務・圃場の管理
---

総括表

経営規模の指標		
経営規模	労働力	摘要
(作付面積) 21.00ha	主たる従事者 1人	
秋まき小麦 7.00ha	補助従事者 2.3人	
てん菜 4.00ha		
草地 10.00ha		
(飼養頭数) 520頭		
肥育牛 520頭		

生産法 式 (資本装備)	
トラクター (50ps)	ミキサーフィーダー
トラクター (80ps)	体重計量器
トラクター (100ps)	温水器
農用トラック (2t)	スチームクリーナー
トラクターショベル	バッキポンプ
ブロードキャスター	スラリーポンプ
モーターコンデショナー	育成・肥育施設
テッダーレーキ (ロータリ型)	乾草・調整庫
ロールベアラー (ロール型)	出荷計量施設
尿散布機	事務所
ディスクハロー	放牧施設
ロータリハロー	ボイラー
ボトムプラウ	カーフハッチ
フロントローダー (50ps)	スーパーハッチ
フロントローダー (80ps)	堆肥舎
フロントローダー (110ps)	バッキ槽
スキッドローダー	水稻育苗パイプハウス
ベールシュレダー	
サイレージカッター	

[個別経営体]

区分	12
----	----

営農類型	酪農育成
------	------

経営規模	22.00ha
------	---------

☆ 酪農育成を中心とした効率的な経営

経営概要	1. 育成牛と初妊牛の購入販売による、安定的な経営を目指す。 2. 市場動向を踏まえた生産性の向上とコスト低減を図る。 3. 農業機械の共同利用により、効率的な作業体系を実現し、低コスト生産を図る。
------	---

経営管理の方法

①複式簿記の記帳 ②青色申告の実施 ③パソコンによる経営・作業・財務・労務・圃場の管理
---

総括表

経営規模の指標要			
経営規模		労働力	
(作付面積)	22.00ha	主たる従事者	1人
草地	22.00ha	補助従事者	1.0人
(飼養頭数)	60頭		
育成牛	60頭		

生産法式(資本装備)

トラクター (80ps) トラクター (110ps) テッダーレーキ (ロータリ型) ヘイレキ (ロータリ型) ロールベラー (ロータリ型) マニュアルプレッダー ラップマシーン バンクリーナー 育成舎 乾草・調整庫 堆肥舎 バッキ槽 換気扇×8台
--



〔個別経営体〕

区分	13	営農類型	肉用牛育成	経営規模	0ha
----	----	------	-------	------	-----

☆ 肉用牛の育成販売を中心とした効率的な経営

経営概要	<p>1. 肉用子牛の購入と育成販売による、安定的な経営を目指す。</p> <p>2. 市場動向を踏まえた生産性の向上とコスト低減を図る。</p> <p>3. 他圃場に対し堆肥の還元をはかり、域内の地力維持推進を目指す。</p>
------	--

経営管理の方法

<p>①複式簿記の記帳</p> <p>②青色申告の実施</p> <p>③パソコンによる経営・作業・財務・労務・圃場の管理</p>
--

総括表

経営規模の指標		
経営規模	労働力	摘要
(作付面積) 0ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1.0人	
(飼養頭数) 200頭		
育成牛(交雑種) 200頭		

生産法式(資本装備)
<p>トラクター (80ps)</p> <p>トラクター (110ps)</p> <p>農用トラック (2tダンプ)</p> <p>マニュアルスプレッダー</p> <p>尿散布機 (5,000L)</p> <p>バークリーナー</p> <p>フロントローダー (110ps)</p> <p>育成舎×3棟</p> <p>・つなぎ1棟、</p> <p>・フリーストール2棟</p> <p>乾草・調整庫</p> <p>堆肥舎</p> <p>曝気ポンプ</p> <p>曝気槽</p> <p>換気扇×8台</p> <p>ボイラー</p>

[組織経営体]

区分	1	営農類型	畑作専業	経営規模	100.00ha
----	---	------	------	------	----------

☆ 共同経営による大規模化、低コスト生産を目指す畑作専業経営

経営概要	<p>1. 畑作主要3品にスイートコーンを導入し、高い生産性を実現。</p> <p>2. 大区画による合理的輪作と大型機械の作業効率向上、専門分担による技術の高度化を実現。</p>
------	--

経営管理の方法

<p>①労務管理の充実</p> <p>②作物原価の把握、コスト分析</p> <p>③パソコンによる経営・作業・財務・労務・圃場の管理</p> <p>④機械の保守管理と計画的更新による装備水準の維持</p>
--

総括表

経営規模の指標要		
経営規模	労働力	摘 要
(作付面積) 100.00ha	主たる従事者 3人	
秋まき小麦 25.00ha	補助従事者 2.0人	
てん菜 25.00ha		
馬鈴しょ 25.00ha		
スイートコーン 15.00ha		
緑肥 10.00ha		

生産法式(資本装備)	
トラクター (55ps)	サブソイラ (2本爪)
トラクター (88ps) × 2台	草刈るち (5畦)
トラクター (125ps)	ホイールローダ (88ps)
フォークリフト	中型マニユアスプレッダ (2t)
ビート移植機 (4畦高平無)	ポテトハーベスター × 2台
ビートハーベスター (1畦)	ビートハーベスター × 3台
水平ブームスプレーヤ (1,300L) × 2台	ビートタッパー × 2台
洗車機	油圧バケット
DCコンベア	除雪機
ディストロビュータ	深耕ロータリー
フレコンライムソー	スプリングハロー
ブロードキャスタ (最大1,600L) × 2台	ハイパーローター × 2台
グレンドリル (10畦)	アップカットローター × 2台
鎮圧ローラー	リバーシブルCタイプ
ポテトディガー (1.4m)	パイプハウス × 6棟
全自動ポテトプランター (4畦) × 2台	水稻育苗パイプハウス
ニチノー草刈るち (5畦)	
中耕ローター (5連)	

[組織経営体]

区分	2
----	---

営農類型	酪農専業
------	------

経営規模	183.00ha
------	----------

☆ 協同経営による大規模化、低コスト生産を目指す酪農専業経営

経営概要	1. フリーストール牛舎によるミルクングパーラーによる搾乳の実施。 2. 公共牧場、ヘルパー等地域支援システムを積極的に活用し、省力化を図る。 3. スラリーストア等を活用した液肥生産とその草地への還元。
------	--

経営管理の方法

①労務管理の充実 ②作物原価の把握、コスト分析 ③パソコンによる経営・作業・財務・労務・圃場の管理 ④飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ⑤市場情報等の収集、分析による消費動向に応じた計画的出荷販売
---

総括表

経営規模の指標		
経営規模	労働力	摘要
(作付面積) 183.00ha	主たる従事者 1人	
デントコーン 42.00ha	補助従事者 9.0人	
草地 141.00ha		
(飼養頭数) 546頭		
経産牛 300頭		
育成牛 246頭		
成牛換算 423頭		

生産法式(資本装備)	
トラクター (80ps)	洗車機
トラクター (110ps) × 2台	ほ乳ロボット
トラクター (130ps) × 2台	TMR ミキサー
トラック (2tダンプ) × 2台	タイヤショベル × 4台
ブロードキャスター (1,000L)	スキッドローダー
テッダーレーキ (ロー型)	ロールカッター
ヘイレキ (ロー型)	サイレージカッター
ロールペーラー (ロー型)	ロールグラブ
真空播種機 (4条)	バッキポンプ
スリンガー (9t)	牛舎
ディスクハロー	育成舎
スーパーハロー	分娩・乾乳舎
ケンブリッジローラ	乾草・調整庫
尿散布機 (5,000L)	バンガーサイロ (1,500t)
ラップマシーン	パスチャーマット
ボトムプラウ	ボイラー
動力噴霧機 (850L)	搾乳舎
フロントローダー (80ps)	カーフハッチ
バルククーラー (16t)	堆肥舎
ミルクングパーラー	バッキ槽

### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として現に本町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(新規経営体)

区分	営農類型	経営規模及び内容						
1	新規畑作専業	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">小麦 5.0ha</td> <td style="width: 33%;">てん菜 5.0ha</td> <td style="width: 33%;">馬鈴しょ 5.0ha</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">耕地面積 15.0ha</td> </tr> </table>	小麦 5.0ha	てん菜 5.0ha	馬鈴しょ 5.0ha			耕地面積 15.0ha
小麦 5.0ha	てん菜 5.0ha	馬鈴しょ 5.0ha						
		耕地面積 15.0ha						
2	新規酪農専業	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">経産牛 30頭</td> <td style="width: 33%;">牧草 32.0ha</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">耕地面積 32.0ha</td> </tr> </table>	経産牛 30頭	牧草 32.0ha				耕地面積 32.0ha
経産牛 30頭	牧草 32.0ha							
		耕地面積 32.0ha						

[新規経営体]

区分	1	営農類型	新規畑作専業	経営規模	15.00ha
----	---	------	--------	------	---------

☆ 農業機械の共同利用による効率的な畑作専業経営

経営概要	<p>1. 畑作主要3品に、地力培養を図り、高い生産性を実現。                  2. 農業機械の共同利用により、効率的に作業体系を実現し、低コスト生産を図る。                  3. 合理的な輪作体系の確立</p>
------	--

経営管理の方法

<p>①複式簿記の記帳                  ②青色申告の実施                  ③パソコンによる経営・作業・財務・労務・圃場の管理                  ④市場動向に的確に対応した計画的生産、販売</p>
---

総括表

経営規模の指標要		
経営規模	労働力	摘 要
(作付面積) 15.00ha	主たる従事者 1人	
秋まき小麦 5.00ha	補助従事者 0.8人	
てん菜 5.00ha		
馬鈴しょ 5.00ha		

生産法式(資本装備)	
トラクター (55ps)	中耕ローター (5連)
フォークリフト	サブソイラ (2本爪)
ビート移植機 (4畦高平無)	リバーシブルCタイプ
ビートハーベスター (1畦)	ホイールローダ (88ps)
水平ブームスプレーヤ (1,300L)	中型マニユアスプレッダ (2t)
溶接機	ポテトハーベスター
洗車機	ビートタッパー
DCコンベア	ビートハーベスター
ディストロビュータ	パイプハウス×3棟
フレコンライムソワー	
ブロードキャスタ (最大1,600L)	
ハイパーローター	
アップカットローター	
グレンドリル (10畦)	
鎮圧ローラー	
ポテトディガー (1.4m)	
全自動ポテトプランター (4畦)	
スプリングハロー	

[新規経営体]

区分	2	営農類型	新規酪農専業	経営規模	32.00ha
----	---	------	--------	------	---------

☆ 地域の酪農振興を支える専業経営

経営概要	1. リース事業等で取得した施設を利用した生産方式により、更に充実を図る。 2. 公共牧場、ヘルパー等地域支援システムを積極的に活用し、省力化を図る。 3. 乳牛管理に全力を注ぎ、生乳生産性と繁殖成績の維持向上を図る。 4. 農業機械の共同利用により、効率的な作業体系を実現し、低コスト生産を図る。 5. 堆肥の圃場還元による地力維持推進を図る。
------	---

経営管理の方法

①複式簿記の記帳 ②青色申告の実施 ③パソコンによる経営・作業・財務・労務・圃場の管理 ④飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析
---

総括表

経営規模の指標				
経営規模		労働力		摘要
(作付面積)	32.00ha	主たる従事者	1人	
草地	32.00ha	補助従事者	1.0人	
(飼養頭数)	54頭			
経産牛	30頭			
育成牛	24頭			
成牛換算	42頭			

生産法式(資本装備)	
トラクター (80ps)	バンカーサイロ (500t)
トラクター (110ps)	パスチャーマット
テッダーレーキ (r-列型)	ボイラー
ヘイレーキ (r-列型)	パドック (100坪)
ロールベラー (r-列型)	カーフハッチ
真空播種機 (4条)	堆肥舎
マニユアスプレッター	バッキ槽
ケンブリッジローラ	換気扇×8台
尿散布機 (5,000L)	
ラップマシーン	
動力噴霧機 (850L)	
バルククーラー (2t)	
バークリーナー	
パイプラインミルクカー	
牛舎	
育成舎	
分娩・乾乳舎	
乾草・調整庫	

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係改善に関する事項

町では、離農に伴い供給される農用地を農地移動適正化あっせん事業や農地中間管理機構の特例事業などの農地流動化施策を講じながら、認定農業者など効率的かつ安定的な農業経営への利用集積に努めてはいるものの、平成27年12月末で、55歳以上の経営主が農業者全体の過半を占めるとともに、後継者不在の農業者も数多く存在する状況から、今後10年間の中で相当数の離農が予想される。

農用地の遊休地化を防止し、本町農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保と、これらの経営が相当部分を担う農業構造を確立することが重要であることから、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、次のとおりとするとともに、農業経営のさらなる効率化・安定化を図るため、農用地の面的集積を促進する。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用集積に関する目標
90%

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、これらの経営への農用地の円滑な利用集積を推進していく必要がある。

このため、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に関する取り組みと併せて、利用権設定等促進事業の促進や農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種農地流動化施策を積極的に推進する。

また、離農による地域衰退を防止するため、新規就農者の積極的な受入と経営支援、法人化に対する助言・研修会の実施など、関係機関と連携した取り組みを推進する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するため必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 農地の地力の維持培養及び堆きゅう肥・副産物の有効活用を促進する事業
- ⑦ 農畜産物の流通の改善を促進する事業
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、以下各個別事業ごとに述べる。

### 1. 利用権設定等促進事業に関する事項

#### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は、養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は、養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。



(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができること認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができること認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)から(ウ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）

附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 町への確約書の提出や町との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## （2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期

間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

### （3）開発を伴う場合の措置

- ① 町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

### （4）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 町は、（5）の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の

設定（又は移転）を内容として定める。

#### （５）要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 町の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申し出を行う場合において、（４）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### （６）農用地利用集積計画の作成

- ① 町は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、（５）の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用

改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### （７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、⑥のウの事項について、町はこれらを実行する能力があるかどうかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の住所、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る

## 法律関係

- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号。以下、「農林水産省令」という。）で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
  - ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項（（オ）については必要に応じて定める）
    - （ア） 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - （イ） 原状回復の費用の負担者
    - （ウ） 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - （エ） 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
    - （オ） その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

## （８）同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意が得ることで足りるものとする。

(9) 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担のもとに継続

的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の掲示板への掲示により公告する。

④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、あるいは、農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2. 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 町は、町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農地の集約化を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携のもとに、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の



促進を図る。

- (2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地利用円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

### **3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項**

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～集落数）とするものとする。ただし、特別な事情により集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （7）農用地利用規程の変更等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、（5）の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。
- ③ 町は、認定団体が（5）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第10条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ （5）の②及び（6）の③の規定は①の規定による変更の認定について、（5）の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

#### （8）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者

(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (9) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、北見地区農業振興連絡協議会との連携を図りつつ、これらの機関、団体が一丸となって総合的・重点的な支援、協力が行われるように努める。

### 4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性につ

いての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

## (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材育成の取り組みを実施する。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農事従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 6. 新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3の(4)エに掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、置戸町新規就農者支援育成協議会及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ① 受入環境の整備

北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合等と連携しながら、町が就農希望者の相談窓口として就農に向けた情報提供及び面談等を行う。

#### ② 中長期的な取組

教育委員会とも連携しながら農業を目指す都市住民との交流から就農希望者の状況に応じた各段階の取組を実施する。具体的には、農業体験を中心とした田舎暮らし体験事業等から農業に関する知見を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

置戸町新規就農者支援育成協議会により関係団体の情報共有及び営農指導等の実施に係る各団体の役割を明確化し、当該青年等の支援を効率的かつ適切に行っていく。

#### ② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が経営的に地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの見直しの協議から、農地の流動化も含めて将来的な地域における位置付けを確立していく。

#### ③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる指導に限らず、北見地区農業振興連絡協議会主催の新規就農者交流研修会等各種研修への参加機会の提供などにより支援を実施する。

#### ④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業改善計画作成への誘導

青年等の就農する地域の人・農地プランとの整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに青年等就農計画の達成とあわせて農業

経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については町及び農業委員会、技術や経営ノウハウ、就農後のフォローアップについては農業改良普及センター及び農業協同組合、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割分担しながら各種取り組みを進めていく。

## 7. 農地の地力の維持培養及び堆きゅう肥・副産物の有効活用を促進する事項

町は、良質で安全な農産物への思考が強まるなかで有機農法を積極的に取り入れ消費者のニーズに応えるとともに、農産物の収量の増収を図り高品質で高価格の作物の栽培に積極的に取り組むことで低農薬でも収量の維持増収が図られるよう、地力の維持培養と堆きゅう肥・副産物の有効活用に努め、家畜ふん尿等堆きゅう肥の円滑な利用と麦わら、作物残さ等の活用の推進等異なる経営部門間の地域複合を積極的に推進するものとする。

## 8. 農畜産物の流通の改善を促進する事項

町は生産された農畜産物の販売価格の向上を図るため、農業協同組合その他農業に関する団体と協力して、消費者のニーズや市場の動向を的確に把握するための情報システムの整備と販売戦略づくり、消費者との率直なコミュニケーションを通じ信頼関係に基づくパートナーづくりを進め、食品製造業、流通業、外食産業との契約取引、消費者と結んだ産直など幅広い流通チャンネルを開設し有利で安定的な販路を開拓するとともに、産地化の形成、統一ブランド品の開発、品質の統一、計画出荷等流通改善のための必要な施策を総合的に推進するものとする。

## 9. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から8までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 北海道営各種整備事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、営農用



水の確保及び集出荷施設等の農業近代化施設や機械の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 各種事業の積極的活用によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体等と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年間にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一丸となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、北見地区農業振興連絡協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町はこのような協力の推進に配慮する。

## 第6 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

### 1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されて

いるところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を的確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる等の条件を満たす者が実施するものとする。

## 2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 町における農地利用集積円滑化事業は、町全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる一定のまとまりのある区域を定めるものとする。
- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、町が事業実施地域の調整を行うこととする。

## 3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

#### ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

- ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
  - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
  - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
  - ウ 農用地等の管理に関する事項
  - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

## (2) 公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方

農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、連携して、農地利用集積円滑化事業を実施する。

## (3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、町から承認を受けるものとする。
- ② 町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
  - ア 基本構想に適合するものであること
  - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
  - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に

資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。

オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

キ 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の公報への記載により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

#### (4) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 町は農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 町は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を町の公報への記載により公告する。

#### (5) 町による農地利用集積円滑化事業規程の策定

① 町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該

当するものとする。

- ④ 町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の公報への記載により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

#### (6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

#### (7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱第8の7の(2)の別紙7の第3の4参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期

間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

#### (8) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。

② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。

#### (9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の現地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ

おおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。

- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。

#### (10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

## 第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携のもとに普及啓発活動を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## 第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この基本構想は、平成29年 月 日から施行する



別紙1（第5の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

～ 法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

～ その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

～ その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

～ その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

～ その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間	②借賃の算定基礎	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は1年、3年、5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて1年、3年、5年とすることが相当でないと認められる場合その他特別の事情があると認められる場合には1年、3年、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき、町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

	<p>律の施行について」  (平成13年3月1日  付け経営第1153号  農林水産省事務次官通  知)第6に留意しつつ  定めるものとする。</p>		
--	---	--	--

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間	②借賃の算定基礎	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基礎	③損益の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

	<p>当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>		
--	---	--	--

#### IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情のもとで行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>